

告示

埼玉県告示第三百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	所在地	休止年月日
ふくのき訪問看護ステーション ヨシ	戸田市喜沢南二―七―一四 二階	令和八年四月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
岡田 ひろみ		在宅マッサージさいたま市北区東大成町二― 治療院 福寿 三四三―二	令和八年二月 二十八日	